富山市教育委員会８月定例会　資料

１　令和８年９月　教育委員会補正予算（案）総括表

【一般会計】

（単位：千円）

区分 / 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考	
教育委員会　合計	14,380,306	14,594	14,394,900		
(款１０)教育費	14,380,306	14,594	14,394,900		
(項１)教育総務費	3,920,016	9,801	3,929,817	1 学校保健事務費	9,801
(項２)小学校費	4,233,004	4,793	4,237,797	1 長寿命化対策事業費	4,793

第　2　表　　継続費補正

変　更

（単位　千円）

款	項	事　業　名	補正前			補正後		
			総　額	年　　度	年割額	総　額	年　　度	年割額
10 教育費	2 小学校費	長寿命化対策事　業　費 （大久保小学校）	377,131	令和 6 年度	48,969	381,924	令和 6 年度	48,969
				令和 7 年度	318,812		令和 7 年度	318,812
				令和 8 年度	9,350		令和 8 年度	14,143

第　４　表　　地方債補正

変　更

（単位　千円）

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
小学校費	214,800	3,500	218,300	普通貸借又は証券発行	% 5.0 以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れ先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

【長寿命化対策事業費（小学校）】

２　大久保小学校長寿命化改良（その１）工事について

［学校施設課］

（1）補正額　　４，７９３千円

財源内訳	市　　債	３，５００千円
	一般財源	１，２９３千円

（2）事業目的

施設更新に係るコストを縮減しつつ、良好な教育環境を確保する。

（3）事業内容

工事請負契約書第２５条第６項（インフレスライド条項）に基づき、受注事業者からインフレスライドの請求があったため、これに対応するもの。

スライド額		予算残額		補正額
６，６９９千円	－	１，９０６千円	＝	４，７９３千円

（4）　今後のスケジュール（案）

令和8年　10月　契約変更仮契約締結及び専決処分
　　12月　市議会12月定例会で専決処分を報告
令和9年　　2月　工事完了

（5）　継続費変更　　（単位：千円）

項	事業名	補正前			補正後		
		総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
２ 小学校費	長寿命化対策事業費 大久保小学校	377,131	令和6年度	48,969	381,924	令和6年度	48,969
			令和7年度	318,812		令和7年度	318,812
			令和8年度	9,350		令和8年度	14,143

【学校保健事務費】

３　学校給食非喫食者補助事業について

［学校保健課］

(1)　補正額　　９，８０１千円

財源内訳	国庫支出金	５，５６１千円
	（給食費負担軽減交付金	４，２４０千円）
	（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	１，３２１千円）
県支出金		４，２４０千円

(2)　事業目的

食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の提供を恒常的に受けていない児童の保護者に対して、経済的負担の軽減を図る。

(3)　事業内容

富山市立小学校に在籍する児童で、学校給食費無償化の対象となる児童のうち、次の要件をすべて満たす児童の保護者に対して補助金を交付するもの。

ア　対象児童

・重度のアレルギーその他の疾患、不登校及び宗教上の配慮により、学校給食の提供を受けることができない児童

・ひと月を通して１度も学校給食の提供を受けていない児童

イ　補助基準額及び対象児童見込数

区分	補助基準額	人数
給食の全部停止	１月あたり　6,400 円	100 人
副食の停止（全部停止を除く）	１月あたり　4,400 円	25 人
主食の停止（全部停止を除く）	１月あたり　1,400 円	15 人
牛乳の停止（全部停止を除く）	１月あたり　600 円	200 人

※学校給食費の年額 71,000 円／11 月＝6,454 円（集金額とは異なる）

議案第１７４号

工事請負契約締結の件

熊野小学校長寿命化改良（その２）工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号の規定により、市議会の議決を求める。

令和８年９月４日提出

富山市長　　藤　井　裕　久

記

１　契約の目的　熊野小学校長寿命化改良（その２）工事

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約の金額　５３２，４００，０００円

４　契約の相手方　林建設・砂原建設熊野小学校長寿命化改良（その２）工事共同企業体

代表者

富山市二口町二丁目６番１２

林建設株式会社

代表取締役　林　茂

【工事請負契約締結の件】

４　熊野小学校長寿命化改良（その２）工事

［学校施設課］

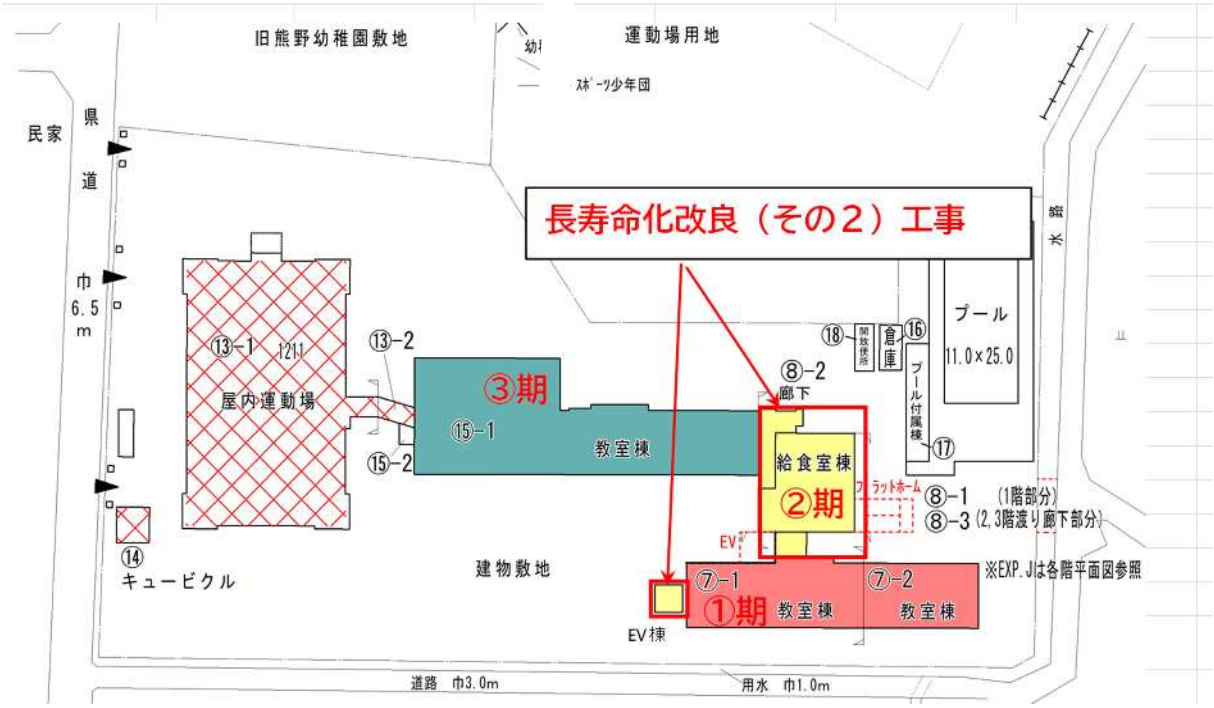

(1)　事業目的

施設更新に係るコストを縮減しつつ、良好な教育環境を確保する。

(2)　事業内容

構　　造　：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造３階建て（給食室棟）
　　鉄骨造４階建て（ＥＶ棟）
改修面積　：約４４４㎡（給食室棟）
　　約１２４㎡（ＥＶ棟）
契約方法　：一般競争入札
予定価格　：５３２，７３０，０００円
契約の金額　：５３２，４００，０００円
工　　期　：契約締結日の翌開庁日 ～ 令和１０年１月７日
契約の相手方　：林建設・砂原建設熊野小学校長寿命化改良（その２）工事共同企業体

別　冊

富山市指定文化財の指定及び指定解除の件

【生涯学習課】

１　趣　旨

「神通川船橋常夜灯」について、富山市指定有形文化財の指定が妥当と判断されるため富山市文化財調査審議会に諮問したところ、別紙答申書のとおり指定は妥当との答申を受けたので、これに基づき指定を行うもの。

また、富山市指定天然記念物「葛原の大榎」について、市指定天然記念物の価値を失ったため、同審議会に諮問したところ、別紙答申書のとおり指定解除は妥当との答申を受けたので、これに基づき指定を解除するもの。

２　富山市指定有形文化財の指定

（１）内容

種　別	名　称	員数	所 在 地	所有者または管理責任者
歴史資料	神通川船橋常夜灯	２基一対	丸の内一丁目1－4地先 舟橋北町4－18の一部	不明 （富山市教育委員会管理）
	附　船橋鉄鎖	１点	本丸1-62 （郷土博物館）	富山市

（２）指定理由

神通川船橋常夜灯は、寛政１１年（１７９９）、北陸街道に架かる神通川船橋（富山船橋）の両橋詰に、旅人の夜間の通行のため、また神通川の洪水や水難から町民を守る信仰的意図から、富山町町年寄内山権左衛門が２基一対として寄進したものといわれている。

当該常夜灯は、今も当時の設置位置に近い場所に置かれており、当時の神通川の幅を示すものであることなどから、同じく現存する船橋鉄鎖とともに、神通川船橋の名残を残す貴重な資料として、その歴史的価値は極めて高い。

３　富山市指定天然記念物の指定解除

（１）内容

種　別	名　称	員　数	所 在 地	所有者	指定年月日
天然記念物	葛原の大榎	１本	葛原	葛原総代	昭和56年 7月22日

（２）解除理由

主幹の途中から太い枝が3本出て三つ又状になっている大樹だが、そのうち2本が枯死し、残りの1本もヤドリギの大量寄生による成長不良を起こしていた。枯死した枝の回復が難しく、枝折れした場合の危険性があるため、市文化財調査審議会委員及び樹木医による調査・助言のうえで令和８年5月8日に伐採し、市指定天然記念物の価値を失ったもの。

【参考】対象文化財写真

1 神通川船橋常夜灯（じんづうがわふなはしじょうやとう）

①常夜灯（右岸）
富山市丸の内一丁目 1－4 地先

②常夜灯（左岸）
富山市舟橋北町 4－18

③附　船橋鉄鎖
富山市本丸 1-62　郷土博物館内

２　葛原の大榎（つづはらのおおえのき）

伐採前

伐採後（現在）

令和８年８月１０日

富山市教育委員会 様

富山市文化財調査審議会
会長　上野　幸夫

富山市指定文化財について（答申）

令和８年８月１０日付け教生第９０１号で諮問のありましたことについて、当審議会の意見は次のとおりです。

記

「神通川船橋常夜灯　附　船橋鉄鎖」の富山市指定有形文化財への指定を妥当と判断いたします。

また、富山市指定天然記念物「葛原の大榎」の指定を解除することを妥当と判断いたします。

富山市教育委員会告示第　　号

富山市指定文化財の指定について

富山市文化財保護条例（平成１７年富山市条例第２５７号）第４条第１項の規定に基づき次に掲げる文化財を富山市指定有形文化財に指定したので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年　月　日

富山市教育委員会

教育長　中　﨑　健　志

１　種別　　歴史資料

２　名称　　神通川船橋常夜灯　附　船橋鉄鎖

３　員数　　（神通川船橋常夜灯）２基一対

（附　船橋鉄鎖）　　１点

４　所在地　（神通川船橋常夜灯）丸の内一丁目１－４地先

舟橋北町４－１８の一部

（附　船橋鉄鎖）　　本丸１－６２

５　所有者または管理責任者

（神通川船橋常夜灯）富山市教育委員会

（附　船橋鉄鎖）　　富山市

富山市教育委員会告示第　　号

富山市指定文化財の指定解除について

富山市文化財保護条例（平成１７年富山市条例第２５７号）第３２条第１項の規定に基づき次に掲げる文化財の富山市指定天然記念物の指定を解除したので、同条第２項において準用する第４条第４項の規定により告示する。

令和８年　月　日

富山市教育委員会

教育長　中　﨑　健　志

１　種別　　天然記念物

２　名称　　葛原の大榎

３　員数　　１本

４　所在地　富山市葛原

５　所有者　葛原総代

６　備考　　昭和５６年７月２２日指定

報告第４６号

令和７年度富山市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国（県）支出金	地方債	その他			国（県）支出金	地方債	その他			国（県）支出金	地方債	その他	
10 教育費	2 小学校費	長寿命化対策事業費（熊野小学校）	令和5	円 73,100,000	円 12,393,000	円 53,300,000	円	円 7,407,000	円	円	円	円	円	円 △73,100,000	円 △12,393,000	円 △53,300,000	円	円 △7,407,000
			令和6	2,000,000				2,000,000	72,895,068	11,702,000	53,900,000		7,293,068	70,895,068	11,702,000	53,900,000		5,293,068
			令和7	675,900,000	111,682,000	393,600,000		170,618,000	671,138,760	124,759,000	386,900,000		159,479,760	△4,761,240	13,077,000	△6,700,000		△11,138,240
			計	751,000,000	124,075,000	446,900,000		180,025,000	744,033,828	136,461,000	440,800,000		166,772,828	△6,966,172	12,386,000	△6,100,000		△13,252,172
	3 中学校費	屋内運動場設備工事（山中学校）	令和6	177,690,000		174,700,000		2,990,000	96,640,000				96,640,000	△81,050,000		△174,700,000		93,650,000
			令和7	1,007,050,000		742,400,000		264,650,000	1,087,924,645		804,400,000		283,524,645	80,874,645		62,000,000		18,874,645
			計	1,184,740,000		917,100,000		267,640,000	1,184,564,645		804,400,000		380,164,645	△175,355		△112,700,000		112,524,645
	5 社会教育費	公民館設備工事（蜷川公民館）	令和6	135,416,000		135,400,000		16,000	46,324,400				46,324,400	△89,091,600		△135,400,000		46,308,400
			令和7	541,664,000		406,200,000		135,464,000	612,469,600		459,200,000		153,269,600	70,805,600		53,000,000		17,805,600
			計	677,080,000		541,600,000		135,480,000	658,794,000		459,200,000		199,594,000	△18,286,000		△82,400,000		64,114,000

令和８年９月４日提出

富山市長　　藤　井　裕　久

令和８年８月２４日

水橋学園スクールバスのルート変更等について

［学校再編推進課］

１　ルート変更等の基本的な考え方

ルート変更を検討する際の課題について整理した。

① あいの風富山鉄道線を南北に横断するためには、**踏切（3 か所）、水橋跨線橋、常願寺川右岸堤防沿い道路のいずれかを通過する必要**がある。
② 保護者より**「踏切を通過しない」ルートへ変更**を求める意見があがった。
③ バスを利用していない児童生徒もいるため**水橋学園の校時に大きく影響を与えない。**

このほかに、「２学期始業式から新ルートで運行する」ことや、運転士不足のため「台数の変更が困難である」ことなどの制約がある。

＜基本方針＞

① 児童生徒を乗せた状態で踏切は通過しない。（回送は通過する。）
② 安全性の向上と校時を変更しないよう、狭隘な道路をなるべく除外する。
③ 時間短縮や事故リスクを軽減するため、バス停を再配置する。

２　ルート変更決定までの経緯

（１）ルート案の検討

基本方針の決定前に、「ルートを迂回させるがバス停を変更しない案」や「ルート及びバス停の両方を変更する案」について、**安全性**や**速達性、他地区のダイヤ等への影響**の観点で比較検討を行った。

この結果、回送時は踏切を通過するものの、校時に影響を与えない**「ルート及びバス停の両方を変更する案」**を新ルート案として採用した。

（２）試行運行の実施

基本方針の決定後、７月２７～２９日及び８月３～５日に登下校時間帯において、教育委員会職員が同乗し全ルートでルート・ダイヤ・バス停を確認した。

（３）ルート変更に関する保護者説明会の実施

８月１０日１９時より、ルート変更に関する保護者説明会を水橋学園において開催した。ルート変更に関する反対意見は無かった。

① 参加者　　水橋学園に通学する児童生徒の保護者　３０名
② 質疑応答　既存のバス停を廃止する理由や歩道で児童を待機させる際の安全確保、適切な（県が管理している）歩道の除雪対応などの質疑や要望があった。

３　新ルートのポイント

（１）水橋西部方面ルート

回送時は第１北陸街道踏切を通過、児童生徒乗車時は水橋跨線橋を通過

（２）水橋中部方面ルート

水橋跨線橋を通過

（３）バス停の再配置

① 廃止するバス停

水橋中部消防分団・水橋中部地区センター・水橋西部地区センター

② 新設するバス停

水橋漁港前・河合デンキ前・水橋東部団地口・高田医院前・小林建設前・かね七前

４　今後の予定

２学期始業式（８月２７日）より新ルートで運行する。また、８月２７日・２８日の登校時に教育委員会職員が全てのバス停で見守りを行うほか、水橋学園教職員が車内で乗車指導を行う。

【新ルート図】

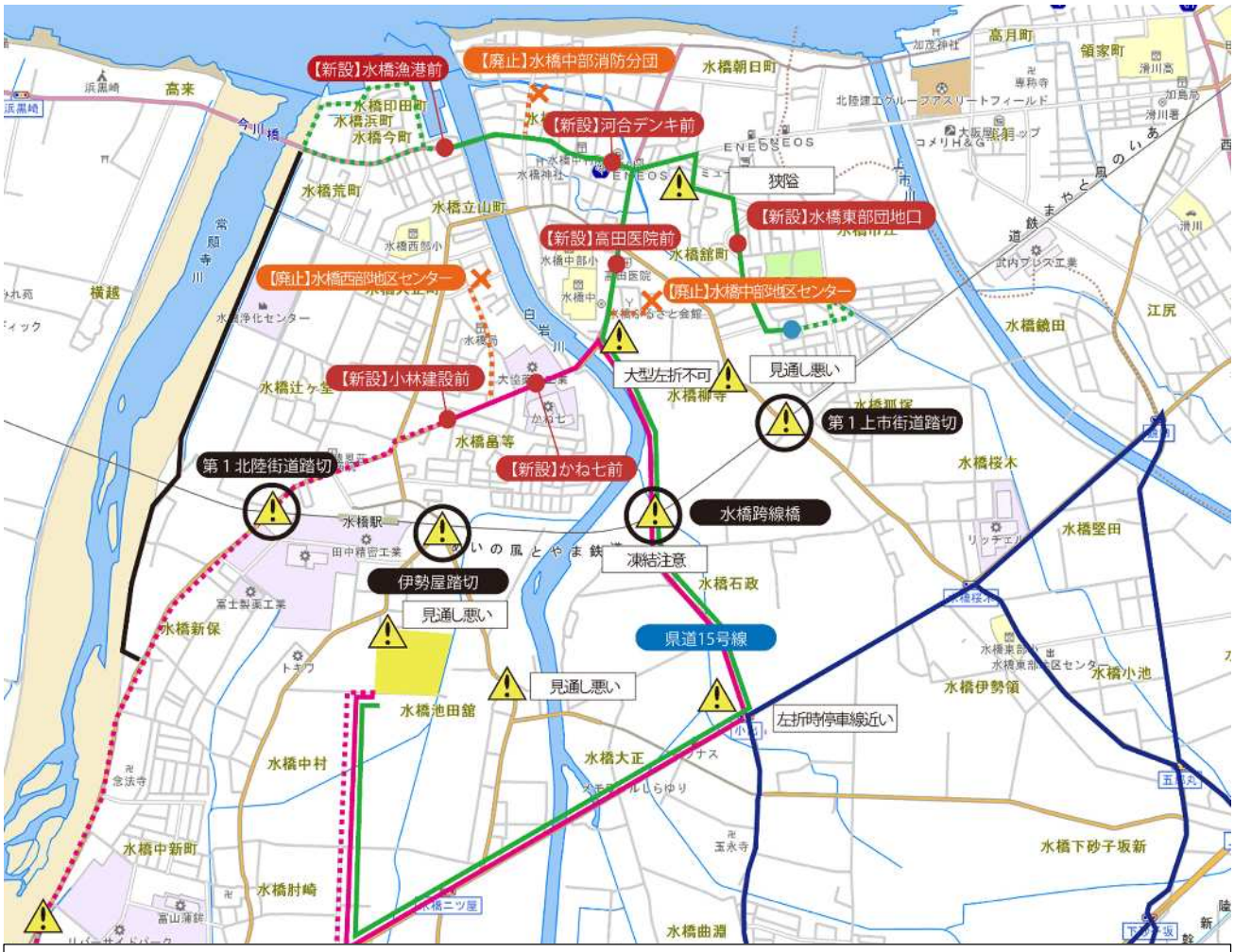

別　冊

別　冊